

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月7日(水)午後3時から午後4時5分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (15名)

1番	林	喜太郎	委員	3番	金	杉	勝	城	委員		
4番	布	施	陽	子	委員	5番	高	品	文	敬	委員
7番	布	施	行	雄	委員	8番	小	林	須美子	委員	
9番	太	田	憲	一	委員	10番	大	木	武	一	委員
11番	鈴	木	茂	委員	12番	佐	藤	正	剛	委員	
13番	石	田	利	之	委員	14番	安	藤	幸	春	委員
15番	穴	澤	久	男	委員	16番	伊	藤	栄	治	委員
17番	渡	邊	弘	仁	委員						

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

19番	秋	山	菊	次	委員	20番	布	施	利	雄	委員	
21番	加	瀬	安	男	委員	22番	並	木	昭	男	委員	
23番	鎌	形	豊	委員	24番	山	崎	幸	治	委員		
25番	塚	本	繁	雄	委員	26番	木	原	正	勝	委員	
27番	江	波	戸	和	男	委員	28番	寺	本	利	幸	委員
29番	石	橋	誠	委員								

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

6番 椎名 寛 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

18番 伊藤 輝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名  
(市産業振興課) 職員 1 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 3 年 4 月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は 16 名中 15 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、7 番布施行雄委員、8 番小林須美子委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和 3 年度第 1 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 4 月 5 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7 番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る 4 月 5 日、午後 2 時 15 分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和 3 年 3 月 31 日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和 3 年度第 1 次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細説明につきましては、事

務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案には、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号2番と3番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、番号2番と3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号2番と3番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号2番と3番について議案書を基に朗読】

番号2番と3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番 番号2番と3番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番と3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号2番と3番について、採決に入ります。

議案第2号の番号2番と3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって、本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号2番と3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、9番から12番及び14番は、所有権移転に関する件であります。番号4番から8番及び13番は、利用権設定に関する件であります。

なお、この内、番号5番から8番までは、議案第3号の番号1番及び2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第3号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

**【議案第2号、番号1番及び4番から14番までを議案書を基に朗読】**

番号1番及び4番から14番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

5番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号5番と6番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ  
れはないと思います。

番号7番と8番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ  
れはないと思います。

12番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

16番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

番号12番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

3番 番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

9 番 番号 1 4 番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、番号 2 番と 3  
番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号について、番号 2 番と 3 番を除き、採  
決に入ります。

議案第 2 号について、番号 2 番と 3 番を除き、原案のとおり決すると共に、  
番号 5 番から 8 番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定に  
ついて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 3 号の議案書を御覧ください。

**【議案第 3 号、番号 1 番及び 2 番について議案書を基に朗読】**

番号 1 番について、営農型太陽光発電設備用地として畑 2, 7 5 5 m<sup>2</sup>の内  
0. 4 8 m<sup>2</sup>を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと  
考えます。

番号 2 番について、営農型太陽光発電設備用地として畑 6, 0 8 1 m<sup>2</sup>の内  
0. 1 9 1 3 m<sup>2</sup>を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題な  
いと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番 番号1番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年4月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。